

鳥取市水道事業給水条例（昭和48年条例第58号）新旧対照表 第53条関係

改正後							改正前						
○鳥取市水道事業給水条例							○鳥取市水道事業給水条例						
昭和48年12月25日							昭和48年12月25日						
鳥取市条例第58号							鳥取市条例第58号						
第1条～第8条（略）							第1条～第8条（略）						
（工事費の算出方法）							（工事費の算出方法）						
第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。							第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。						
第1号～第6号（略）							第1号～第6号（略）						
第2項及び第3項（略）							第2項及び第3項（略）						
第10条～第23条（略）							第10条～第23条（略）						
（料金）							（料金）						
第24条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。							第24条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。						
2 基本料金及び従量料金は、次の表のとおりとする。							2 基本料金及び従量料金は、次の表のとおりとする。						
メー	基本料金	従量料金（1月につき）					メー	基本料金	従量料金（1月につき）				
ター	（1月につ	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	ター	（1月につ	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量
の口	き）	10m ³ ま	10m ³ を	20m ³ を	40m ³ を	200m ³	の口	き）	10m ³ ま	10m ³ を	20m ³ を	40m ³ を	200m ³
径		での分	を超え20m	を超え40m	を超え20	を超える	径		での分	を超え20m	を超え40m	を超え20	を超える

			³ までの分	³ までの分	0m ³ まで の分	分
1 3 m	840円	1 m ³ につ き52円	1 m ³ につ き104円	1 m ³ につ き139円	1 m ³ につ き166円	1 m ³ につ き202円
2 0 m	1,950円					
2 5 m	3,160円					
4 0 m	9,400円					
5 0 m	16,700円					
7 5 m	43,900円					
1 0 0 mm	88,000円					
1 5 0 mm	240,000円					
2 0 0 mm	400,000円					

(特別な場合の料金)

第25条 給水装置を設置しないで、臨時的に水を供給した場合の料金は、1立方メートルにつき165円で算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

			³ までの分	³ までの分	0m ³ まで の分	分
1 3 m	840円	1 m ³ につ き52円	1 m ³ につ き104円	1 m ³ につ き139円	1 m ³ につ き166円	1 m ³ につ き202円
2 0 m	1,950円					
2 5 m	3,160円					
4 0 m	9,400円					
5 0 m	16,700円					
7 5 m	43,900円					
1 0 0 mm	88,000円					
1 5 0 mm	240,000円					
2 0 0 mm	400,000円					

(特別な場合の料金)

第25条 給水装置を設置しないで、臨時的に水を供給した場合の料金は、1立方メートルにつき165円で算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた額)とする。

第26条 ～ 第30条の2 (略)

(口径別納付金)

第31条 給水装置の新設(当該給水装置の新設について鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例(平成10年鳥取市条例第1号)の規定に基づく分担金が賦課されている場合を除く。)及び増口径工事の申込者は、メーターの口径の区分により、次の表に掲げる口径別納付金(以下「納付金」という。)を納入しなければならない。この場合において、増口径工事の申込者が納入する納付金は、新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額とする。

メーターの口径	納付金
13mm	<u>42,900円</u>
20mm	<u>119,900円</u>
25mm	<u>202,400円</u>
40mm	<u>627,000円</u>
50mm	<u>1,079,100円</u>
75mm	<u>2,924,900円</u>
100mm	<u>5,966,400円</u>
150mm以上	管理者が定める。

第2項 (略)

切り捨てた額)とする。

第26条 ～ 第30条の2 (略)

(口径別納付金)

第31条 給水装置の新設(当該給水装置の新設について鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例(平成10年鳥取市条例第1号)の規定に基づく分担金が賦課されている場合を除く。)及び増口径工事の申込者は、メーターの口径の区分により、次の表に掲げる口径別納付金(以下「納付金」という。)を納入しなければならない。この場合において、増口径工事の申込者が納入する納付金は、新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額とする。

メーターの口径	納付金
13mm	<u>42,120円</u>
20mm	<u>117,720円</u>
25mm	<u>198,720円</u>
40mm	<u>615,600円</u>
50mm	<u>1,059,480円</u>
75mm	<u>2,871,720円</u>
100mm	<u>5,857,920円</u>
150mm以上	管理者が定める。

第2項 (略)

第32条 ～ 第42条 (略)

附 則

第1項 ～ 第4項 (略)

(旧簡易水道事業給水区域の料金の特例)

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、廃止前の鳥取市簡易水道事業給水条例(昭和34年鳥取市条例第12号)第2条の表に定める給水区域における料金は、第24条の規定にかかわらず、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

メーターの 口径	基本料金 (1月につき)	従量料金(1月につき)		
		使用水量30 m ³ までの分	使用水量30 m ³ を超え50 m ³ までの分	使用水量50 m ³ を超える分
13mm又は 20mm	950円	1m ³ につき72 円	1m ³ につき83 円	1m ³ につき99 円
25mm又は 30mm	1,480円			
40mm	3,800円			
50mm	5,950円			
75mm	13,390円			

第6項 (略)

第33条 ～ 第42条 (略)

附 則

第1項 ～ 第4項 (略)

(旧簡易水道事業給水区域の料金の特例)

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、廃止前の鳥取市簡易水道事業給水条例(昭和34年鳥取市条例第12号)第2条の表に定める給水区域における料金は、第24条の規定にかかわらず、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

メーターの 口径	基本料金 (1月につき)	従量料金(1月につき)		
		使用水量30 m ³ までの分	使用水量30 m ³ を超え50 m ³ までの分	使用水量50 m ³ を超える分
13mm又は 20mm	950円	1m ³ につき72 円	1m ³ につき83 円	1m ³ につき99 円
25mm又は 30mm	1,480円			
40mm	3,800円			
50mm	5,950円			
75mm	13,390円			

第6項 (略)